

慶會社に關係なき解雇者其他が来りましたから従業員  
 たる代表者を派遣せられたといひて會見を断りました  
 さて會社としては過日來通知しました通り解雇者を  
 復職せしむること及解雇手當規則を變更すること  
 は絶對に出来ませぬから今回の要求に付遺憾ながら  
 應ずることが出来ませぬ若し之に關し尚會社の説明を  
 求めらるゝ為め従業員たる代表者を五名以内選んじ  
 来られたいと豫め時間を打合せ工場に於て會見します  
 からの念のため由添へます

七月二十一日

株式會社新潟鐵工所

大正十二年八月廿七日

株式會社新潟鐵工所

専務取締役 笹村吉



財團法人 協調會

常務理事 添田敬一郎 殿

拜啓 毎度御配意ヲ蒙リ奉謝候陳者弊社蒲田、月島西工場儀  
 去六月末日ヨリ解雇手當規則發表ニ對シ別箇ノ要求ヲ提出シテ  
 怠業ヨリ罷業ニ移リ遂ニ工場ヲ休業スルノ已ヲ得ザルニ立至リ候事ハ  
 既ニ御承知ノ事ト存候其後工場ハ去八月二十日ヨリ開始シ就業方  
 勸誘致候得共未ダ少数ノ入場者ヨリ無之此間ニ於テ就業員ノ代表者  
 ヲリ最初ノ要求ヲ撤回シ更ニ最近入手セル財團法人協調會ノ調査ニ依ル  
 解雇手當標準(六月未滿滿十年迄其後ナシ)ト稱スルモノヲ提出シ會社ノ  
 發表ル解雇手當規則ノ變更ヲ要求セラレ候就テハ貴會ニ於テ右解雇

757